



## ポジション・ステートメントワーキンググループ規約

2023年3月1日 第3回広報情報委員会承認

### (目的・設置)

第1条 本規約は、広報情報委員会規程（0501）第4条に基づき設置されるポジションステートメントワーキンググループ（以下、「WG」という）の役割と実施について定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 WG は、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項に関する協議・事業をおこなうことを任務とする。なお、WG は理事会の求めに応じて新たな PS について進言することができるものとする。

- (1) ポジション・ステートメント（「私たちの考え方」）（以下、「PS」という）の維持・管理に関する事項
- (2) PS の周知に関する事項
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

2 WG は、WG での審議経過、結果について、広報情報委員会を通じて理事会に報告する。

### (組織)

第3条 WG は、主査、および委員をもって組織する。

2 WG は必要に応じて委員複数名で構成するタスクチームを設置することができる。タスクチームには主査の指名によりリーダーを置きその活動を総括させる。

### (主査)

第4条 主査は、広報情報委員長が任命する。

2 主査は必要に応じて委員会を招集し、活動を総括する。

### (幹事)

第5条 幹事は、委員の中から主査が選任する。

2 幹事は主査と協力して WG の円滑な運営に努める。

### (委員)

第6条 委員は、すべての部会および連絡会より選出することとし、部会等の推薦をもとに、広報情報委員長が任命する。

### (任期)

第7条 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任は妨げない。なお、任期途中で交代した委員の任期は前任者の残任期とする。

(内容)

第8条 PSは、社会に対し、学会として直接的に情報を発信手段の一つであり、詳細はポジション・ステートメント細則（以下、PS細則）で定める。

(ポジション・ステートメント作成過程)

第9条 PSの作成は別途定めるPS細則に沿っておこなう。

- 2 PS細則はWGで案を策定し、広報情報委員会が承認する。
- 3 PSの検討において、WG主査は必要に応じて委員以外の原案作成者等を招聘し、議論に参加させることができる。なお、第3条2項で定義したタスクチームにおいても同様な取り扱いをおこなうことができるものとする。

(改定)

第10条 本規約の改定は、広報情報委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGの定めるところによる。

#### 附則

- 1 平成21年5月26日 第3回広報情報委員会制定、同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 平成22年10月1日 第512回理事会承認
  - ② 平成24年9月14日 第11回理事会承認
  - ③ 平成26年5月26日 第2回広報情報委員会起案、平成26年5月28日 第7回理事会承認
  - ④ 平成26年8月26日 第1回広報情報委員会起案、平成26年9月26日 第3回理事会承認
  - ⑤ 平成28年4月27日 第3回広報情報委員会承認、平成28年5月24日 第8回理事会報告
  - ⑥ 平成29年5月11日 第3回広報情報委員会承認、平成29年5月25日 第9回理事会報告
  - ⑦ 2023年3月1日第3回広報情報委員会承認、2023年3月30日第7回理事会報告

#### 附則

- 1 平成26年5月28日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。
- 2 平成26年9月26日改定の規約は、理事会承認の日から施行する。

- 3 平成 28 年 4 月 27 日承認の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。
- 4 平成 29 年 5 月 11 日承認の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。
- 5 2023 年 3 月 1 日承認の規約は、広報情報委員会承認の日から施行する。